

「観光地形成促進地域制度」について

作成：沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課

制度概要

【内容】 民間事業者による特定の集客施設の新・増設に対する優遇制度（沖縄県内全域が対象）

(1) 税制優遇

① 国税：法人税（投資税額控除：機械・装置の場合15%、建物・附属設備、構築物の場合8%）
（繰越期間4年、限度額20億円）

② 地方税【県税】：不動産取得税（課税免除）、個人事業税・法人事業税（5年間の課税免除）
【市町村税】：固定資産税・事業所税（5年間の課税免除）

(2) 沖縄振興開発金融公庫による融資制度

(3) 中小企業信用保険法、中小企業投資育成株式会社法の特例措置

【特定の集客施設（特定民間観光関連施設）】

- ① スポーツ・レクリエーション施設（水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場、**テーマパーク**、ボウリング場）
- ② 教養文化施設（劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設）
- ③ 休養施設（展望施設、温泉保養施設、スパ施設、国際健康管理・増進施設）
- ④ 集会施設（会議場施設、研修施設、展示施設、**結婚式場**）
- ⑤ 県知事が指定する販売施設

※ **赤字**は、令和4年度に新たに対象施設に追加された施設

※ 宿泊施設は税の特例措置の対象外だが、上記③④の一部施設（赤・下線）が宿泊施設に併設された場合、国税の特例措置の対象となる。また、地方税は、施設の利用料金を除き一般客と宿泊客が同一の条件で使用できる施設である場合、税の特例措置の対象となる。



特例措置を受けるために必要な手続き

※ 令和5年10月から電子申請を利用できます。【ワンストップ相談窓口URL】 <https://zei-tokku.okinawa/kankou.html>

① 課税の特例となる観光施設の投資を含む計画を県知事へ申請 → 県知事が認定

【観光地形成促進措置実施計画】《記載項目》

- (1) 目標と事業の内容(投資計画等)
- (2) 実施期間
- (3) 実施体制
- (4) 設備投資の額・調達方法 など

【知事認定要件】

- (1) 知事が策定する計画の内容に適合していること。
- (2) 措置を実施することが高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために有効かつ適切であること。
- (3) 措置実施計画の内容が確実に実施されることが見込まれること。

② 認定計画の実施で見込まれる付加価値額等の目標値を国に申請 → 国(主務大臣)の確認

【国の確認要件】※ 目標値は、国が告示する。

- (1) 投資計画を実施する事業所の付加価値額の増加
- (2) (1)の事業所の雇用者の給与額の増加
- (3) (1)の事業所の雇用者数を増加
 - (1)の要件を充たし、(2)と(3)の要件については、いずれかを充たしていること

③ 設備投資を実施 → 税務申告 → 措置実施計画の実施状況を県知事に報告

観光地形成促進地域制度
についてのお問い合わせ

○ 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

○ 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課

○ 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室

098-894-6377

098-866-2077

03-6257-1682